

さばえ指導者資格取得補助金交付要領

(通則)

第1条 さばえ指導者資格取得補助金の交付に関しては、鯖江市教育補助金等交付要綱およびその他法令に規定するもののほか、この要領で定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市スポーツ少年団または市内総合型地域スポーツクラブに指導者登録し、実際にジュニア層（小中学生）の指導しているまたは予定の者。

(2) 障がい者スポーツに興味関心があるスポーツ推進委員または市内総合型地域スポーツクラブで、今後、本市において指導者として活動したいと考えている者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者とししない。

(1) 職業スポーツ従事者

(2) この要領に基づいて補助金の交付を受けた者。ただし、他種目の資格取得の場合はこの限りではない。

(3) 関係する法令等に違反している者

(4) 市税の滞納がある者

(5) その他市長が不相当と認めた者

(交付対象資格)

第3条 対象となる資格は、次の各号のいずれかに該当する資格とする。

(1) JSP0 公認スタートコーチ

※その他、JSP0 公認スタートコーチに相当する、各中央競技団体公認の指導者資格

例 一般財団法人全日本野球協会 公認野球指導者基礎 I (U-15) 等

(2) JSP0 公認コーチ I

※その他、JSP0 公認コーチ I に相当する、各中央競技団体公認の指導者資格

例 公益財団法人日本サッカー協会 公認C級コーチ

公益財団法人日本バスケットボール協会 公認C級コーチ 等

(3) 初級パラスポーツ指導員

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、資格取得にあたって必須となる講習会等の受講料、資料

代および資格試験受験料、登録料のうち、第6条に定める申請を行った年度中に支払ったものとする。ただし、資格の更新にかかる費用は含めないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の1/2または2万円のいずれか低い額とし、予算範囲内で交付する。ただし、当該資格の取得に関し、他の同様の補助を受け、その金額が交付対象経費の1/2を超える場合、交付対象経費の総額から他の補助金額を差し引いた額、または1万円のいずれか低い額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請者は、本市種目協会長、本市スポーツ少年団地区本部長、本市総合型地域スポーツクラブ会長、本市スポーツ推進委員協議会会長とし、さばえ指導者資格取得補助金申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 講習会や登録手続きに関する要項またはそれに類する書類
- (2) 資格取得申請時の書類
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第7条 補助金の交付決定は、補助金等交付指令書によるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、資格取得にあたって必須となる講習会等の実施日もしくは登録手続き完了日から起算して25日を経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、さばえ指導者資格取得補助金実績報告書(様式第2号)を次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 合格通知や認定証、登録証の写しまたはそれに類する書類
- (2) 指導者登録料および登録手数料等を支出した場合は、領収証の写しまたはそれに類する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 補助金の額の確定は、実績報告後、その内容を審査のうえ交付すべき補助金の金額を確定

するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金交付の決定通知を受けた者は、さばえ指導者資格取得補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 交付先を交付対象者または会計責任者とする場合は、受領委任状を介して請求するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次項定める期間に、次の各号のいずれかに該当した場合、当該交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはすでに交付した補助金があるときは、申請者および交付対象者に対して補助金の全額もしくは一部を返還させることができる。

(1) 資格取得および登録後に、市種目協会主催教室ならびに市スポーツ少年団および市内総合型地域スポーツクラブのジュニア対象の指導者として継続した活動が確認されない場合。

(2) 指導者として不適切と認められる事実が確認された場合

(3) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが確認された場合。

(4) 本市が必要とする講習会への出席が確認されなかった場合。ただし、特別な事情であると認める場合は、この限りでない

(5) 本市指導者バンクへ登録したことが確認されなかった場合ならびに本市主催スポーツ関連イベントへの参画または協力が確認されない場合。

2 前項に定める期間は4年間とする。ただし、前項(2)については期限を定めないものとする。

(6) その他市長が不相当と認めた場合

(補助期間)

第12条 この補助期間は令和7年4月1日より5年間とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年(2025)4月1日から施行する。